

## 本宮市農業委員会 平成29年12月総会 議事録

1. 開催日時 平成29年12月19日(月)午後1時30分
2. 開催場所 本宮市役所 3階「大会議室」
3. 出席委員  
農業委員会委員  
1番 佐藤 孝昭                      2番 渡辺 喜一                      3番 渡邊 謙輔  
4番 國分 政利                      5番 遠藤 政幸                      6番 國分 新司  
7番 渡邊 孝一                      8番 渡邊 平二                      9番 伊藤 隆一  
農地利用最適化推進委員  
1番 石橋 広基                      2番 遠藤栄太郎                      3番 遠藤 俊雄  
7番 三瓶 和彦                      8番 三瓶 修藏                      9番 鍋島 正則  
10番 根本 市徳                      11番 渡邊 善幸                      12番 渡邊 利一
4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 4番 遠藤 秀男                      5番 國分 隆一  
6番 佐藤 一徳
5. 遅参委員
6. 職員 事務局長 渡邊 孝江
7. 書記 事務局長 渡邊 孝江

事務局長                      ただ今から、本宮市農業委員会12月定例会を開会いたします。欠席の通告は、推進委員4番遠藤秀男委員、5番國分隆一委員、6番佐藤一徳委員です。開会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者                      ただ今から、本宮市農業委員会12月定例会を開会いたします。(時節の事柄)  
事務局長                      本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一                      時節の事柄

事務局長                      これより先は、会長が議長を務め議事進行いたします。

会長伊藤 隆一                      出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。1番佐藤孝昭委員、2番渡辺喜一委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一                      異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

渡邊謙輔委員                      議長

会長伊藤 隆一                      渡邊謙輔委員

現地調査委員長                      調査委員長に選任されました私、渡邊謙輔です。國分新司委員、石橋広基委員です。去る12月12日、13時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。議案第67号農地法第4条第1項の件番1は、国調前から道路敷地として使用しており、転用追認のため今回の申請となったものです。いずれも土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとする

ものと思われま。

会長伊藤 隆一 報告第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出」に対する報告と 11 月定例会で許可の農地法第 3 条、第 3 条取消願、農地法第 5 条、現況確認証明願について、事務局より報告いたさせます。

事務局 議長

会長伊藤 隆一 事務局

事務局 報告第 9 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出に対する報告は追加を含め 8 件であります。11 月定例会で許可の農地法第 3 条 1 件、農地法第 3 条取消願 1 件、農地法第 5 条 3 件現況確認証明 3 件は 11 月 24 日付で、許可指令証を交付しております。

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、「農地転用現地調査委員長報告」につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。

議長 議案第 66 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項を上程します。申請 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第 3 条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

遠藤政幸委員 議長

会長伊藤 隆一 遠藤政幸委員

遠藤政幸委員 議案第 66 号件番 1 について、12 月 13 日に現地調査及び申請内容の確認を渡邊利一委員と致しました。件番 1 については、譲受人は農業に従事しており、申請地以外でも耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 66 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 1 番は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 66 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 1 番は許可とすることに決定いたしました。

議長 議案第 66 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項を上程します。申請 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡邊平二委員 議長

会長伊藤 隆一 渡邊平二委員

渡邊平二委員 議案第66号件番2について、12月13日に現地調査及び申請内容の確認を石橋広基委員と致しました。件番2については、農業者年金受給のため、孫に使用貸借するもので、後継者は農業に従事しており、申請地以外でも耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番2につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第66号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請2番は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第66号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請2番は許可とすることに決定いたしました。

次に議案第66号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項申請3番と議案第67号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項申請1番及び議案第69号「農地の転用制限について」農地法第5条第1項申請6番は関連が有りますので、本宮市農業委員会会議規則第10条により一括上程とさせて頂きたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 一括上程とさせて頂きます。議案第66号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項申請3番と議案第67号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項申請1番及び議案第69号「農地の転用制限について」農地法第5条第1項申請6番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

佐藤孝昭委員 議長

会長伊藤 隆一 佐藤孝昭委員

佐藤孝昭委員 議案第66号件番3について、12月13日に現地調査及び申請内容の確認を渡邊善幸委員と致しました。件番3については、農業者年金受給のための再設定であり、後継者は農業に従事しており、申請地以外でも耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。

以上の結果を踏まえ、件番 3 につきましては、許可適当と判断いたしました。  
現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 66 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項申請 3 番と議案第 69 号「農地の転用制限について」農地法第 5 条第 1 項申請 6 番は許可とすることに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 66 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項申請 3 番と議案第 67 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項申請 1 番及び議案第 69 号「農地の転用制限について」農地法第 5 条第 1 項申請 6 番は許可とすることに決定いたしました。  
次に議案第 68 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」の件番 1 と議案第 69 号「農地の転用制限について」農地法第 5 条第 1 項申請 1 番は、関連が有りますので、本宮市農業委員会会議規則第 10 条により一括上程とさせて頂きたいと思いますがご異議ございませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 一括上程とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長  
(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 68 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」の件番 1 と議案第 69 号「農地の転用制限について」農地法第 5 条第 1 項申請 1 番は、許可することに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 68 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」の件番 1 と議案第 69 号「農地の転用制限について」農地法第 5 条第 1 項申請 1 番は、許可することに決定いたしました。  
次に議案第 69 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。  
事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 69 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可することに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 69 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可することに決定を致しました。  
申請 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。  
事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 69 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可することに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 69 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可することに決定を致しました。  
申請 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。  
事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 69 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可することに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 69 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可することに決定を致しました。  
申請 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。  
事務局長 (事務局朗読・説明)

- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 69 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番は、許可することに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 69 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番は、許可することに決定を致しました。  
次に、議案第 70 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長  
(事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案新規設定 11 番を除く、再設定 5 件、新規設定計 13 件、追加再設定 2 件、追加新規設定 7 件、計 27 件の議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 議案第 70 号「農用地利用集積計画の決定について」議案新規設定 11 番を除く、再設定 5 件、新規設定計 13 件、追加再設定 2 件、追加新規設定 7 件、計 27 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 70 号「農用地利用集積計画の決定について」議案新規設定 11 番を除く、再設定 5 件、新規設定計 13 件、追加再設定 2 件、追加新規設定 7 件、計 27 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。  
次に新規設定 11 番の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、6 番國分新司委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。  
暫時、休議します。(休議中)  
6 番國分新司委員退席
- 会長伊藤 隆一 それでは再開します。新規設定 11 番の議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。  
議案第 70 号「農用地利用集積計画の決定」新規設定 11 番の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 70 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定 11 番の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。  
6 番國分新司委員の復席を求めます。暫時、休議します。

(休議中)

6 番國分新司委員復席)

会長伊藤 隆一 それでは再開します。  
以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 以上を持ちまして、本宮市農業委員会 12 月の定例会を終了いたします。

平成 29 年 12 月 19 日

(閉会午後 2 時 20 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

---

議席 1 番委員 佐藤 孝昭

---

議席 2 番委員 渡辺 喜一

---